

NEWS RELEASE

国土交通省 近畿運輸局



国土交通省

【問い合わせ先】

- 近畿運輸局 自動車監査指導部
(藤原、後藤)
(電話) 06-6949-6449
- 近畿運輸局大阪運輸支局 監査部門
(釈迦戸、速見)
(電話) 072-822-5254

令和4年5月25日

高槻市営バスに車両停止命令

この度、下記の路線バス事業者に対して、大阪運輸支局が立ち入り監査を行ったところ、法令違反が確認されたことにより、令和4年5月25日付けで行政処分を行いましたので、お知らせします。

記

1. 事業者名及び営業所名

事業者名：高槻市（法人番号：4000020272078）
営業所名：芝生営業所（大阪府高槻市芝生町4丁目3番地1号）

2. 立入監査の実施日

令和4年1月20日

3. 監査の端緒

令和3年12月24日（金）、路線バスが回送経路を誤ったため運転者が運行中に個人携帯電話を使用して営業所に連絡してきたと当該事業者から報告を受け監査を実施。

4. 行政処分（不利益処分）について

(1) 処分内容：道路運送法第40条に基づく輸送施設の使用停止処分
延べ10日間の事業用自動車使用停止処分
【3両×2日間、1両×4日間】

(2) 行政処分の対象となった法令違反の内容

- 運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切（再違反）】
(道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

配布先
青灯クラブ
陸運記者会(ハイタク部会)